

部落解放

第31回新潟県研究集会

報告集

- 日 時 2014年10月3日（金）
 午後2時から午後4時35分まで
 2014年10月4日（土）
 午前8時20分から午前11時20分まで
- 会 場 佐渡中央文化会館、トキのむら元気館
- 主 催 部落解放第31回新潟県研究集会実行委員会
 部落解放新潟県研究集会実行委員会

第3分科会 狭山事件と共同闘争

報告者	石川 一雄	(狭山事件冤罪被害者)
	石川早智子	(狭山事件冤罪被害者妻)
	櫻井 昌司	(布川事件冤罪被害者)
	三村 修	(石川一雄さんを支える佐渡の会)
	結城 光陽	(真宗大谷派三条教務所)
	小池 武志	(部落解放同盟新潟県連合会)
助言者	別所 正紀	(部落解放同盟新潟県連合会)
	野田 尚道	(「同和問題」にとりくむ新潟県宗教教団連帯会議)
司 会	近藤 正道	(弁護士 狭山事件再審弁護団)
記 録	渡辺 安治	(佐渡市中学校長会：佐渡市立前浜中学校)
	佐藤 克己	(佐渡市中学校長会：佐渡市立高千中学校)
	渡邊 誠	(佐渡市中学校長会：佐渡市立松ヶ崎中学校)

司 会：近藤 「狭山事件再審裁判に向けての現状説明」

これから本日の第3分科会を始めます。司会をおおせつかりました狭山弁護団の近藤正道と申します。よろしくお願いします。午前中の限られた時間です。終了時刻が決まっていますので、よろしくお願いします。途中で休憩を入れ、会場の皆様から質問がありましたら、質問の時間を設けますので、手を挙げて質問や意見を述べてください。

最初に私から再審裁判の現状についてお話いたします。昨日の全体会でもありましたように、石川一雄さんは、部落差別の故に凶悪犯罪事件の犯人に仕立て上げられました。私たちは全くの冤罪だと確信していますが、その裁判のやり直し再審の申し立てをしています。今3度目の請求しているところで、8年目になります。そして、裁判所と検察官と弁護団で三者協議をして、事件の争点や証拠開示についての議論をしているところです。三者協議は19回を数えています。もうすぐ20回目になります。弁護団は石川さんが無罪だという新証拠をこの間137点、裁判所に出しています。無罪に向かって、扉を開けられるものと思います。ポイントは証拠開示です。今、136点の証拠開示を実現しています。袴田事件は600点の証拠開示を実現していますので、まだまだ少ないです。ごく最近50点近い新たな証拠開示が実現しました。その中身は精査中なので、詳細はお知らせできませんが、2週間前に実現し、着実に前進しているところです。例えば、脅迫状は石川さんが書いたものではないと一層確信しましたし、被害者を後ろ手で縛ったという手ぬぐいも石川さんの家から出たものではないという確かな手応えを弁護団として得て、これを裁判所に出しています。殺人とか死体を隠したという犯行現場を裏付ける客観的な証拠が全くないことははっきりしています。石川さんが被害者の家に脅迫状を届けたということについても、重大な疑惑が証拠開示の中で明らかになっています。そして、今から3年前、石川さんの取り調べを録音したテープが11本、合計時間にすると12時間になりますが証拠開示されました。膨大なものなので、分析に時間がかかりましたが、分析を終え、2人の犯罪心理学の大学名誉教授が詳しく分析した鑑定書が裁判所に出ました。一部新聞でも解説が出ていますが、非常に驚くべき中身です。石川さんの自白調書は、物語のようにすらすら語っています。しかし取り調べの現状は、石川さんは、ほとんどしゃべっていない。警察官が10か15くらいしゃべると、石川さんが一言「はい」とか「知らない」とか反応するのが、延々と続きます。調書になると、石川さんが雄弁にものをしゃべっているように作文として出てくるのです。あるいは、明らかにやった人なら答えられるはずのことが、答えられていない。これは、警察の誘導尋問により、自白が虚偽であることがはっきりしているということであり、それが鑑定書として出てきています。事

助言者：別所

ご紹介いただきました別所です。助言者なんて初めてなので、長谷川均委員長には「報告ならやるよ。」と言ったのですけれど、報告なら好き勝手に言えるなと思ったのですが、助言者というので、何を言っているのかちょっと分かりませんけれど。

司 会：近藤

できるだけどうぞ。

助言者：別所

いいですか。

司 会：近藤

どうぞ、ご自由にやってください。

助言者：別所

では、好き勝手にしゃべらせていただきます。まず、僕は石川さんより、2つほど若いのです。今73歳です。石川さんは早生まれで、僕も早生まれなので、石川さんよりちょうど2歳年下かと思います。そんなことで、石川さんと年代が同じということで、人ごとには思えないのです。僕も、自分の新聞の差別報道を糾弾して逮捕されたことと関連させて申し上げていきたいと思います。

狭山事件は、皆さん十分ご存じのように、国家権力が部落差別を利用してでっち上げた冤罪事件である。この点が他の冤罪事件と決定的に違うところです。部落問題の解決のためにも、石川さんの無罪を勝ち取ることが非常に重要だということを、まず申し上げておきたいと思います。狭山事件のある意味での決定的なターニングポイントみたいになった、転換期になったのは、先ほども石川さんがおっしゃっていますように、被害者の中田善枝さんが死体で発見された翌々日、1963年の5月6日です。中田家で約2年間働いたことのある、いわゆる地元では作男と呼んでいるようですが、農業労働者でしょうね、大きな農家で働いている、その人が翌日に結婚式を控えているにもかかわらず、家族が結婚式の準備に追われている最中に農薬のような物を飲んだと言われているのですが、それも定かではないのですが、古井戸に飛び込んで、虫の息のところを助けあげられたけれども、まもなく死んだというのですね。ご存じのように、狭山事件の2ヶ月前に村越吉展ちゃん誘拐事件が都内であって、金だけ取られて犯人に逃げられています。たて続けに誘拐事件が起きて、狭山事件では犯人を逃がしちゃったうえに、さらに有力容疑者と見られていた男まで自殺されてしまった。先ほど石川さんもおっしゃっていましたように、当時の篠田国家公安委員長が記者会見でこう言っているのですね。「こんな悪質な犯人は、なんとしても生きたままふんづかまえてやらねば…」と歯ぎしりしたと、地元の埼玉新聞が伝えています。誘拐事件で2度も大失敗をおかして、世論の袋だたきにあってた埼玉県警は、国家公安委員長にまで尻を叩かれて、生きた犯人を捕まえる必要に迫られたわけですね。その時に、狭山市民の中に、あるいは国民の中に広範に存在する「あんな凶悪な犯人は、よそ者の仕業に違いない。」要するに、地元では被差別部落の人たちのことを「よそ者」と言っているのですけれど、そういう被差別部落住民に対する差別的偏見と予断を利用し、またそれを警察が積極的に煽って、狭山市内に二つある被差別部落に見込み捜査を集中させて、そして血液型がB型、5月1日のアリバイが難しい人、ということで石川さんが逮捕された。これは、石川さんでなくてもよかったわけですね。他にもこの事件で2人の部落青年が逮捕されていますけれども、後に単独犯行に変えられて、石川さんが犯人にされたのです。

全国のマスコミも、この被差別部落に対する差別的偏見、佐渡も非常に差別意識が強いと思う

のですけれど、広範に存在する被差別部落に対する差別観念に捉われて警察、検察のでっち上げに全国のマスコミは積極的に協力し加担しました。地元の新潟日報も、例外ではありません。皆さんのところに事前に配布してあります事件当時の5月24日付けの社会面の記事ですけれど、コピーがA4なので少し見にくいですが、最も典型的な差別報道を行っています。それと、この当時毎月狭山差別裁判のパンフレットが発行されていたのですけれど、その1980年9月発行の「新潟日報の狭山差別報道を糾弾する」という中で、差別表現の問題点を含めて、我々の糾弾闘争について報告してありますので、参考にさせていただきたいと思います。

新潟日報の5月24日付社会面のどこが問題だったのかということ、まず申し上げておきたいと思います。社会面トップ「否認のまま送検へ」の、いわゆるサイド記事「死体発掘を見ていた」「中学も行かず遊び歩く」のこの記事は、非常に問題点がたくさんあります。全部読んでみると時間がないので、問題箇所を言いますと、「ごみごみした一角に育った。スラムに近く、貧しい環境で小さい時からじわじわ育まれた反抗心と不満が、勝ち気な一雄の性格を歪めたものと言える。」というようなことを言っているわけですね。これは典型的な差別表現がされているということで、日報紙面の中でも一番問題です。さらに事件発生以降、石川さんを犯人とする膨大な量の報道をしているのです。たくさんあるのですけれど、もう一つだけ、例を挙げますが、石川さんの一審判決が下ったときの日報に、「石川に死刑判決下る。一片の人間性もなし。」というひどい見出しを付けているわけです。

5月24日の記事に戻りたいと思うのですが、「死体発掘を見ていた」という記事です。私が初めて狭山現地に調査に行ったのは、1973年初秋です。狭山事件が起きてから10年が経っていたのですけれど、その当時の石川さんの被差別部落は決してごみごみなんかしていないのですね。どこにでもある農村の佇まいだったわけです。現実と違うスラムであるとか、ことさら酷い生活環境であるかの如く表現することによって、人々の間にある、皆さんの中にも一定のイメージがあると思うのですけれども、そういう被差別部落に対する差別観念を呼び起こしている、典型的な差別表現だと、そういう意味で差別を、部落差別を拡大しているということです。あたかも貧しい環境が性格を歪めたと極めて悪意に満ちた主観的な推測で石川さんの性格をねじ曲げて描いているわけですが、貧困が悪の根源であるかのように決めつけたというのは言語道断であると思います。このような偏見が被差別部落は悪の温床だという差別的予断を生み出して、新潟日報は多くの読者に石川さんが犯人だと思込ませてしまった、ということだろうと思うのです。極めてマスコミが積極的な役割を果たしてきたというふうに思います。

当時、最も差別的偏見と予断そのもののひどい差別報道を続けたのは地元の埼玉新聞です。全国の主要地方新聞は、共同通信というところに加盟していて、地方紙は、全国ネタとか外国の事件とかというのは共同通信から配信されている訳です。共同通信と地方紙というのは密接な関係にあるわけですが、埼玉新聞は「石川一雄はこんな男」ということで5月24日付社会面トップで報道をしているのです。この埼玉新聞の記事を共同通信が少し手直しをして全国に配信したのが、この日報に載っているもので、ほぼ同じものです。さらに埼玉新聞は、翌日の5月25日にもっとひどい報道をしています。「環境の歪みが生んだ犯罪」「未だに残る夜這い」「用意された悪の温床」、こういう3本見出しで、さらに文中ではこうまで言っている。「石川の住む特殊地区には、毎年学校からも放任されている生徒が10人くらいいる」、途中省略しますが、「寂れゆく基地の町のスラム街とその周辺に広がる茶どころ」の豊かだが閉鎖的な農村一。善枝さん殺しはこの対照的な二つの環境の歪みが生んだ犯罪だった」というふうにまでに、要するにスラム、環境の悪いところだということを際立たせて対照させて描いている。非常に差別的な報道をしています。

しかしながら、この露骨な差別ばらまき報道に耐えかねて、実は石川さんの住んでいた地元町内会では、当時の町内会長で狭山市議会議員をやっていた石川一郎さんという人が町内会の幹部らで協議をして、事件の後の5月27日付けで書留配達証明の抗議文を埼玉新聞に送っています。

同紙の差別報道の具体的な箇所を列挙して、「その感情抑えがたきものあり、地域の人々相図りその意向をお伝えする。特に特殊地区の用語はあまりにも軽率で非常識極まるものである」と弾劾をしています。埼玉新聞だけでなく、どこの新聞も朝日も毎日も、例えば朝日は「底知れず不気味な石川」とか、毎日「残忍性ある石川」というふうなことを表現しています。どこの新聞もやはり部落に対する偏見に囚われて差別報道をし、膨大な量の報道をして、石川さんが如何にも犯人であるかの如くその差別感情を煽った、その責任は大きいというふうに思います。

私は13年前に日報をリタイヤしましたが、先ほども言いましたように、狭山事件に取り組んだのは事件発生後10年経った1973年です。当時、有志で結成していた新潟日報反戦青年委員会として、1973年11月に東京高裁の判決を書いた寺尾正二、東京高裁で5人目の裁判長ですが、そのもとで公判が再開された11月10日に初めて参加し、参加していく過程で、自分のところの新聞は一体どんな報道をしていたのかと調査部に行って当時の新聞を調べたんです。そしたら一大差別キャンペーンに出くわしてしまったわけです。石川さんの公判集会に行くという単純な、単純なという一つの政治課題として参加したわけですが、これはえらいことだと。石川さんを刑務所に閉じ込めたのは、私たちマスコミ労働者だったんだと。逆に獄中の石川さんの糾弾の対象になっているんだ、俺たちは、ということに初めて気付いたわけです。日報反戦内部で激烈な議論をいろいろしましたが、まず自分らが自己批判をして、自分らが働く新聞・日報を徹底的に糾弾して、この差別報道を徹底的に糾弾して、石川さんは無実であり、僕らはいろいろ調べたわけですが、狭山事件・狭山差別裁判は一貫して部落差別に貫かれているんだ、そういう立場で報道させることが、私たちが獄中の石川さんと本当に連帯する道だという考えに至って、糾弾を開始しました。

糾弾闘争の流れについてはパンフレットに出ていますので後でお読みいただきたいと思います。簡単に言いますと、編集局幹部、編集局長の対応は最初非常に良かったんです。ところが暫くするとすぐに、差別報道ではない、一方の側に立った報道はできないというふうに関き直ったのです。それで私たちは、紙面検証する場を編集局の中に設けてくれ、さらにこの新聞を被差別部落の人に読んで貰ってその声を聞けという具体的な要求を突きつけていったら、彼らは答えられなくなってダンマリを決め込んで、我々がその編集局長に対して要求していると、編集の管理職でなく他の広告だとか事業だとかの他の局の管理職を総動員してきて我々を排除するわけです。そういうことを繰り返して、その小競り合いの中で暴力事件をでっち上げていって、私を含めた4人を74年の6月25日に逮捕しました。ですから日報は我々に対して再三懲戒処分攻撃をかけてきましたけれども、処分理由には部落問題も狭山事件も一切触れてないです。とにかく秩序違反、業務妨害。ですから逮捕した検察の起訴状にも狭山事件の「さ」の字も、部落問題の「ぶ」の字もないです。そういう何をめぐって争ったのか分からない起訴状で我々を裁判で裁こうとした。単純な暴力事件をでっち上げて、糾弾闘争を暴力事件にすり替えて、私たちの新潟日報の狭山報道は差別報道だという正しい指摘から争点をずらして、単純な暴力事件として裁こうとした。これに対して、寺尾判決の直後から、1974年11月から日報糾弾裁判は新潟地裁で始まったんですけれども、我々はそういう裁判所の露骨な訴訟指揮に対して弁護団と一体となって、あらゆるなんて言う用語がありますが、いろんな戦術を駆使して徹底抗戦をしてそれを粉碎しました。そして検察が出そうとしなかった糾弾相手の編集局長を法廷に引きずり出すことに成功しました。1年間日報の対応について法廷の場で審理させることができました。さらに我々の証人として全国水平社創立メンバーの米田富奈良県連委員長、亡くなりましたけれども、それから土方鉄解放新聞編集長、それと先ほど触れました狭山の町内会長の石川一郎さん、この3人を我々の証人として法廷に迎えることができて、新潟日報の差別報道を裁く裁判として実現できたのではないかと思います。

いろんな方々から日報糾弾裁判闘争にご支援いただいて、いろんな方々から結集してきていただいたのですが、とりわけ隣の部落解放同盟長野県連が毎公判大量の傍聴団を派遣してく

れて私たちの裁判闘争を支援してくれました。1982年5月31日に我々の一審の判決があったのですけれども、懲役3ヶ月執行猶予2年です。その判決の直後、同じ日に、当時新潟県には県連じゃなく「県連準備会」というのをようやく作ったばかりで、支部がようやく3つになったのでということですが、その県連準備会と長野県連の委員長を先頭に、当時の日報の常務取締役、編集担当重役、編集局長、この3人に対して交渉をもって、そして長野県連を中心に日報を糾弾したわけですが、「差別報道を正しく指摘した社員を告訴するとは何事だ」ということをガンガンやったようです。さらに日報は部落問題に対する認識はぜんぜんになってない、とにかく研修をしろというようなこともいわれて、その年の7月の2回目の交渉で日報は、ここに新潟県連準備会に差し入れた確認書の写しがあるのですけれども、こういう確認書を提出しました。「石川一雄さんが逮捕されて以降のマスコミ一般の報道は差別報道であり、新潟日報も差別報道を致しました。そのことの反省の上に立ち、指導者研修会に参加し部落問題に取り組む第一歩としたいと思います」。こういう確認書を県連準備会に提出して、その82年11月に常務ら3人は長野県連に出向いて、長野県内の部落視察などの研修を行いました。このことは、日報が部落問題によりやく少し取り組むかなという一歩となったかと思います。日報は今日（の集会）も殆ど取材にきていませんけれども、最近もまた態度が悪いようですけれども、ようやくそういう姿勢を見せ始めたという一歩になったかと思います。我々の裁判自体は、最高裁が1986年10月に上告棄却するまでの12年間、僕は日報に36年間いましたので、その3分の1はこの裁判闘争に費やさせられました。だけど1983年6月の東京高裁判決は、この確認書の問題も法廷に持ち出したものですから、東京高裁は「日報社の報道が表現において配慮に欠くと主張する点において正当なものが含まれていた」とこういうふうに認定したのです。差別報道という踏み込んだ表記まではしませんでしたけれども、私はこの認定を勝ち取ったことによって事実上この裁判闘争に勝利したと思っています。だから日報の経営者は我々のクビを切れなかったと思っています。

私たちはこの日報糾弾裁判闘争で石川さんの闘いを県内に広げていくこと、部落解放運動を広げていくことに一生懸命に取り組みました。特に逮捕された直後の8月に新潟市内で我々日報反対の主催で映画「狭山の黒い雨」を上映するなどして、当時の県評（新潟県労働組合評議会）、今の連合の前身に働きかけました。当時の県評議長は吉田正雄さん、衆議院議員になられたのでご存じの方も多いかと思うのですが、その自宅まで僕は伺いして直接要請したことを記憶しておりますけれども、県評は1974年9月の定期大会で石川さんの無罪判決を求める決議を採択しました。これを契機に狭山闘争に県評も関わるようになりました。当時は新潟県内には解放同盟組織というと上越支部しかなかったのですけれども、その上越支部と県評を中心にして1976年8月、狭山映画「造花の判決」新潟県上映実行委員会を結成して県内20ヶ所で上映集会を開催、約3000人の参加を勝ち取ることができました。この上映運動の成功をもとに、翌77年5月、狭山闘争勝利新潟県実行委員会に発展させて、県内各地の独自の狭山集会とデモを展開して、東京における狭山中央集会には解放同盟員と労働組合員、諸団体、一般市民、学生などと一緒になって統一部隊で参加して運動を盛り上げてきました。

一方で私たちの運動は、やはり部落問題に関わるという点で決定的に不足なところがあるということで、有志で新潟部落解放研究会を結成して、石川さんの闘いを県内の未組織部落に広めようといういろいろ勉強会をもったりビラを作成したりして、さらに狭山差別裁判反対署名用紙をもつて、おもに新潟から北の被差別部落に入っていく活動しました。いろんなところに行きました。1981年8月、足掛け4年かけて、県内3つ目の支部、新発田住吉支部の結成を勝ち取りました。このように日報糾弾闘争に集まる人も沢山いたし、そういう人と一緒になって日報闘争をバネにして狭山の闘争、県内の部落解放運動を広める一定の役割を果たしてきたかと思っています。さらに1988年1月の神林村差別行政糾弾裁判闘争の全面勝利に至る運動を積み上げてきたらと思ういます。しかしその後の県内における狭山闘争への取組は、ご存じのように労働運動の低迷など

も手伝って、極めて不十分な状態が続いてきました。だが新しい映画を作って頂いて、この佐渡の地でも、三条でも、長岡でも、新潟でも上映運動を行って頂いて狭山闘争が広がりつつあります。引き続き近藤先生には狭山弁護団の先頭に立っていただき、全面的な証拠開示を勝ち取って再審実現を是非やっていただきたい、ここにいる皆さんの力を結集させて頑張っていきたいというふうに思います。よろしくお願い致します。

司 会：近藤

狭山裁判と同時に新潟県内で、新潟日報の中で闘いがあったという話、知らない方もけっこういるのではないかなと思うんですが、それが今ほどのようなお話のようにあって、それがまた県内の被差別部落の組織化と密接に関わっていったという、正に新潟県のこれまでの歴史と重なる話だったと思います。時間がおしてきております。助言者のお一人の野田さん、お願いします。できるだけ短くお願いします。

助言者：野田

同宗連・曹洞宗の野田と申します。私もこの助言者は初めての体験ですのでちょっと不安なところがありますし、私の時間を別所さんが喋って使ってくれたんだと思います。石川一雄さん、早智子さん、それから櫻井さん、大変ご苦労さまでした。皆さんきっとこのお三方のお話を伺っただけでも、この狭山事件の不当性を感じていただけたのではないかなと思っています。さて、そこで何ができるかということなのですから、私は宗教者という立場がありますので、新潟県の同宗連の話が先ほど報告の中でありましたけれども、新潟県同宗連というのは確か1998（平成10）年に結成されたとは記憶しております。そして私が石川さんと出会ったのがその翌年でした。それまで正直なところ私の中では部落問題も狭山事件も全く認識がないといった状況だったと思います。初めて私が曹洞宗の人権擁護推進主事という役をいただいて、本庁研修に行ったときに初めて石川さんが私たち主事に訴えをされました。その訴えを聞いたときに、本当に未だにこんなことが、不当なことが行われているのだろうかという非常に驚きがありましたし、現地研修などもいろいろさせていただいて、これは本当に冤罪なんだということを私の中でも確認できたことでした。特に石川さんが訴えてきた中で私が胸にぐっときた話というのは、先ほども話が出てきていましたけれども、未だにご両親のお墓参りに行っていないと、お会いしたときにそのことをおっしゃっておられたのです。我々宗教者の立場でいえば、ご遺体をお墓に納骨されてそしてお墓参りするということは、生きている人間と死んだ家族や先祖との対話する大事な場所ですから、非常にお墓参りするということは大事なことのだけれども、未だにそのことをやってないというその石川さんの話を聞いたときに、自分は無罪なのだからそれをどうしても獲得しなければいけないのだという強い決意というのを感じましたし、そのことによって私なりに何かできることはないのだろうかということを考えながら今までやってきました。こちらの力というのは小さいですからなかなかそんな大きな活動はできませんし、人権主事の時代に直接新潟に来ていただいて訴えをしていただいたり、それから東京高検や東京高裁の方に再審開始の署名活動、そんなことを地域の人に呼びかけたりしてずっと続けてきたことが私の取組です。そして先ほどの二人の方から報告がありましたけれども、あの報告を聞いてやっぱり宗教者の問題というのがはっきりと見えてきているのですね。曹洞宗の教団もそうですけれども、上からの指示には取り敢えず従おうというところがある。ですから狭山事件に取り組みなさいという指示がくればそこには顔を向けるのだけれども、個人としてじゃそれに取り組んでいくかというところまでなかなか発展していかないということが、宗教者の一つの大きな問題だと思います。ですからできれば私たちのように直接石川さんと出会って訴えを聞いて、そしてこの方の苦しみとか何かを肌で感じる事がなければ、やっぱり先には行かないんだろうなど私は常々感じています。ですから今回上映会がありましたけれども、上映会に沢山の方が参加していただいて、その時に石川さ